

下水道施設における土木コンクリート構造物の設計について

平成13年8月23日 事務連絡
国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道事業課企画専門官から
各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当部長
(以上、地方整備局等経由)
地域振興整備公団下水道担当課長
都市基盤整備公団下水道担当課長
日本下水道事業団設計課長あて

「土木コンクリート構造物の品質確保について」として通知文書が、国土交通省大臣官房技術調査課から平成13年3月29日付けで各都道府県等へ参考配布されています。

本通知文書中、記の1に関して下水道施設（終末処理場・ポンプ場・シールドトンネル・特殊人孔等）におけるコンクリート構造物の設計について、最近におけるコンクリートの耐久性に関する諸動向を踏まえ、下記の通り考え方を整理したので参考までに送付します。

記

1. 以下の①及び②等を踏まえ、下水道施設における水密性や耐久性が求められるコンクリート構造物の水セメント比は55%以下とする。
それに伴い、原則として呼び強度24Nのコンクリートを設計・施工に採用することとする。なお、かぶりについては、従来からの考え方で設計するものとする。
 - ① 平成8年制定コンクリート標準示方書施工編（社団法人土木学会発行）において、水密コンクリートの水セメント比は55%以下を標準とするとされている。
 - ② 「土木コンクリート構造物の品質確保について（平成13年3月29日付文書、別添参照）」において、一般環境条件のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下としている。
2. 浮力に対する対応や施工幅などで設計条件が決定される場合は、上記1.にかかわらず24N以外のコンクリートを設計・施工へ採用することができることとする。
3. 上記1.及び2.の考え方については、通知日以降新規に実施設計に着手する下水道施設から対応することを原則とする。ただし、修正設計を行う場合は国庫補助対象とすることができる。